

## 新型コロナウイルス感染症対策期間における研究室活動の遵守事項

### (1) 体調に関すること

学生・教職員は、下記のとおり健康状態を自己管理し、大学からの要請があった場合には報告できるようにすること。

- ①登校・出勤前に検温する。
- ②体調に少しでも不安がある場合には、登校・出勤しない。
- ③発熱・体調不安があった場合には、新型コロナウイルス感染症対応フローチャートに従って行動する。
- ④基礎疾患・持病等何らかの事情により登校・出勤に不安がある者に対して、必要に応じて在宅での学習・業務を推進する。

### (2) 感染予防策に関すること

研究室内において、次に掲げる感染予防策を徹底すること。単独での作業は行わないなど、通常的安全対策にも万全を図ること。

- ①登校時、トイレ使用后、研究室等への入場時には、手洗い、手指の消毒を必ず行う。
- ②複数名が集まる場所では、できる限りマスクを着用する。
- ③マスクの確保が困難で着用できない場合、および会話や発声を行う場合には 2メートルを目安として適切な距離を保つ。また、マスクがない時に咳をする場合には、ティッシュ・ハンカチや袖等で口や鼻を被覆する。
- ④机が隣接するなど近くなる状況を極力避ける（隣接しないようなシフト制の導入、ビニール隔壁の設置など）。
- ⑤窓、扉等を定期的に開放するなどにより、換気に努める。
- ⑥通常の清掃に加えて、水と洗剤、ないしは消毒液を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、テーブル、椅子、人がよく触れるところの拭き取り清掃を行う。
- ⑦複数名で食事をとる際には、会話は避ける。
- ⑧長時間の滞在を避ける。
- ⑨共用の機器・設備を利用する際は、利用者と利用時間を記録し、毎回の消毒を行う。また、不特定の者が利用しないようにする。
- ⑩他の研究室等を無闇に訪問するなど、不特定多数との交流は行わない。
- ⑪出勤・登校の記録をつける。

※アレルギー等のため、アルコール消毒や常時マスクの着用が難しい場合は、適宜対応する。